（削る。）

（削る。）

五　（略）

九　次に掲げる海域における、それぞれ次に掲げる魚種の採捕を目的とする遠洋底びき網漁業の操業は、当該海域ごと及び当該魚種ごとに農林水産大臣が定める日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。

イ　第七号ロに掲げる海域　コッド又はアメリカンプレース

ロ　次に掲げる海域（カナダの二百海里水域を除く。）　コッド又はウィッチ

(1)　北緯四十六度西経五十一度の点、北緯四十六度西経四十六度三十分の点、北緯三十九度西経四十六度三十分の点、北緯三十九度西経五十度の点、北緯三十九度西経五十度の点と北緯四十三度三十分西経五十五度の点とを結ぶ線と西経五十一度の線との交点及び北緯四十六度西経五十一度の点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域

(2)　北緯四十六度西経五十四度三十分の点、北緯四十六度西経五十一度の点、西経五十一度の線と北緯三十九度西経五十度の点と北緯四十三度三十分西経五十五度の点とを結ぶ線との交点、北緯三十九度西経五十度の点と北緯四十三度三十分西経五十五度の点とを結ぶ線と西経五十四度三十分の線との交点及び北緯四十六度西経五十四度三十分の点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域

ハ　第七号イに掲げる海域及びロ(1)に掲げる海域（カナダの二百海里水域を除く。）　アカウオ

ニ　第七号イに掲げる海域及びロに掲げる海域　アメリカンプレース又はイエローテールフラウンダー

十　次に掲げる海域における遠洋底びき網漁業による、それぞれ次に掲げる魚種の採捕は、当該海域ごと及び当該魚種ごとに農林水産大臣が定める日から同年十二月三十一日までの期間内においては、禁止する。

イ　第七号ロに掲げる海域　アカウオ

ロ　前号ロに掲げる海域　シシャモ

ハ　北緯五十二度十五分の線とカナダの海岸線との交点、北緯五十二度十五分西経四十二度の点、北緯三十九度西経四十二度の点、北緯三十九度西経六十五度四十分の点、北緯四十二度西経六十六度の点、北緯四十二度二十分西経六十六度の点、北緯四十二度二十分西経六十七度四十分の点、北緯四十三度五十分西経六十七度四十分の点、北緯四十三度西経六十六度五十四分十一秒二百五十三の点及び北緯四十四度四十六分三十五秒三百四十六西経六十六度五十四分十一秒二百五十三の点を順次に直線で結ぶ線並びにカナダの海岸線により囲まれた海域（カナダ及びアメリカ合衆国の二百海里水域を除く。）　マツカワ

十一　（略）